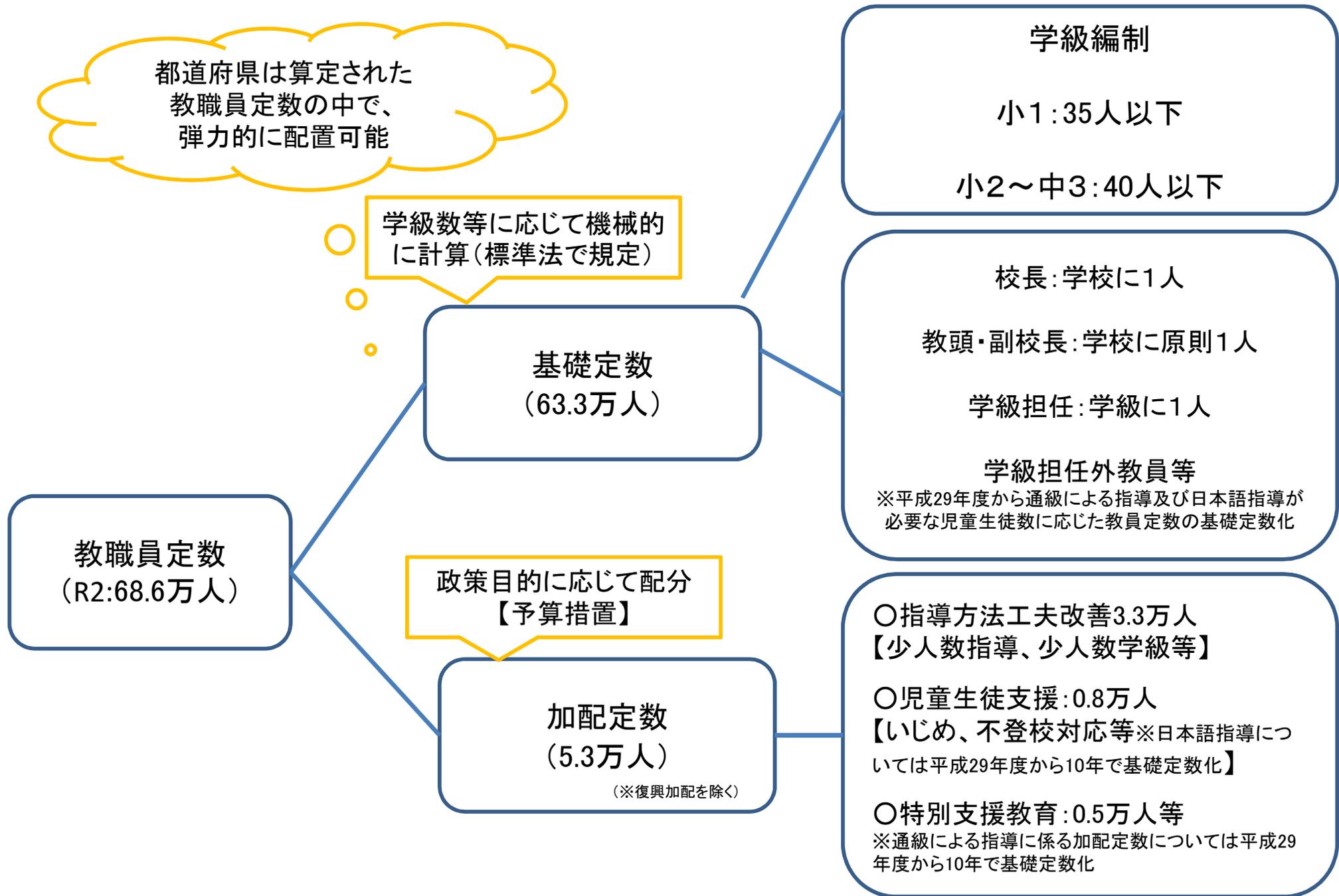


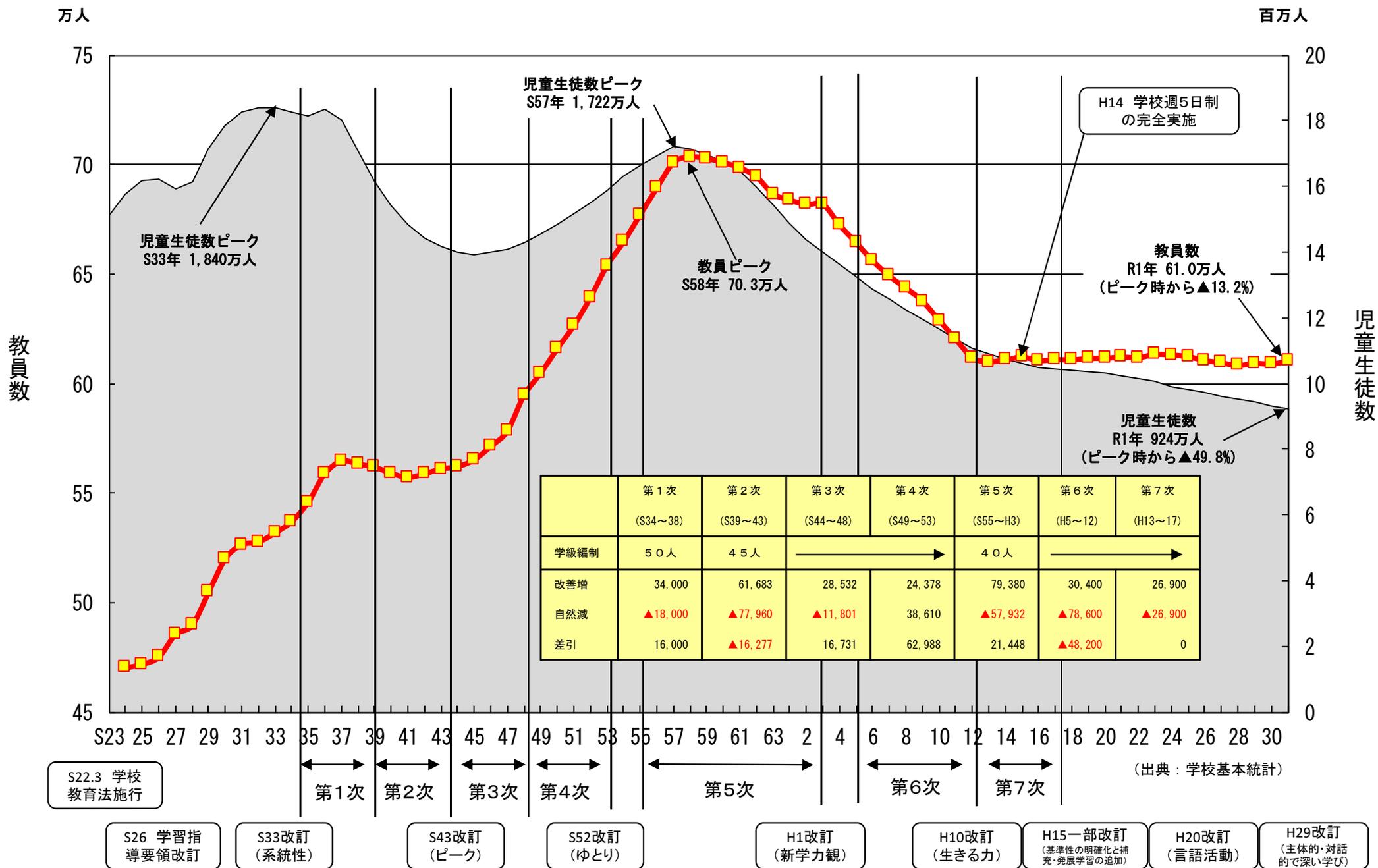
義務教育9年間を見通した指導体制の
在り方等に関する検討会議（第1回）
令和2年10月7日（水）
【参考資料1】

公立小中学校等の 学級編制及び教職員定数の仕組み

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）



公立小中学校の教員数及び児童生徒数(推移)



令和2年度までの教職員定数改善の経緯

区分	改善増	改善の内容	学級編制の標準
第1次 34'～38' [5年計画]	34,000人	学級編制及び教職員定数の標準の明定	50人
第2次 39'～43' [5年計画]	61,683人	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	45人
第3次 44'～48' [5年計画]	28,532人	4個学年以上複式学級の解消等	↓
第4次 49'～53' [5年計画]	24,378人	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	↓
第5次 55'～3' [12年計画]	79,380人	40人学級の実施等	40人
第6次 5'～12' [6→8年計画]	30,400人	指導方法の改善のための定数配置等	↓
第7次13'～17' [5年計画]	26,900人	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等	↓
18'	0人		↓
19'	0人		↓
20'	1,195人	主幹教諭、特別支援教育、食育	↓
21'	1,000人	主幹教諭、特別支援教育、教員の事務負担軽減等	↓
22'	4,200人	理数教科の少人数指導、特別支援教育、外国人児童生徒等への日本語指導等	↓
23'	4,000人	小1のみ学級編制の標準を35人	小1:35人 小2～中3:40人
24'	2,900人	小2の36人以上学級解消、様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置	↓

区分	改善増	改善の内容	学級編制の標準
25'	1,400人	いじめ問題への対応、特別支援教育、小学校における専科指導	↓
26'	703人	小学校英語の教科化への対応、いじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実	↓
27'	900人	授業革新等による教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応、学校規模の適正化	↓
28'	525人	創造性を育む学校教育の推進、学校現場が抱える課題への対応、チーム学校の推進	↓
29'	868人	<基礎定数化> ①通級による指導、②外国人児童生徒等教育、 ③初任者研修、④少人数教育 <加配定数改善> 小学校専科指導充実、統合校・小規模校支援、共同事務実施体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消等	↓
30'	1,595人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	↓
R1'	1,456人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	↓
R2'	3,726人 ^(※1) 1,726人 ^(※2)	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、義務教育9年間を見通した指導体制への支援、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	↓

(※1)配置の見直し2,000人を含む。(※2)配置の見直し2,000人を除く。

学級編制について

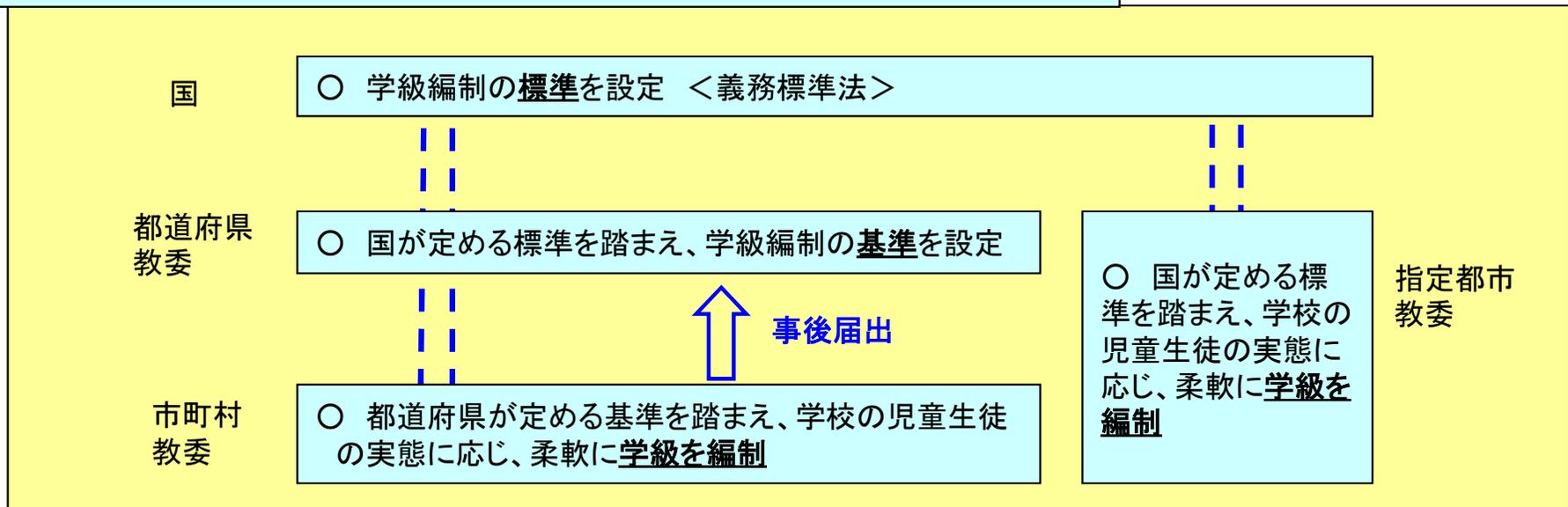
○義務標準法に規定する学級編制の標準の数

<小・中学校>	小学校	中学校
同学年で編制する学級	35人(1年生) 40人(2~6年生)	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>	6人 (重複障害 3人)	

《参考》
○小学校設置基準(文部科学省令)
(一学級の児童数)
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)
第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（義務標準法）

1. 目的と範囲【義務標準法第1条、2条】

①目的(第1条)

・学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって義務教育水準の維持向上に資する。

②「教職員」の範囲(第2条3項)

・校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員

2. 学級編制の「標準」【法第3条】

- ・小学校 1年生35人、2～6年生40人
- ・中学校 全学年40人
- ・特別支援学級(小・中) 8人
- ・複式学級(小) 1年生を含む場合8人
1年生を含まない場合16人
- 〃 (中) 8人

《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

3. 教職員定数の算定【法第6～9条、15条】

(1)基礎定数【法第6～9条】

①校長(第6条) 学校に1人

②副校長・教頭、教諭等(第7条1項(※学級数に応じて算定))

- ・小学校 1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000
- 3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250
- 5学級の学校の学級総数 × 1.200
- 6学級の学校の学級総数 × 1.292
- ...

(参考)6学級×1.292=7.75人

【副校長・教頭0.75人(4校に3校)、学級担任6人、専科指導教員1人】

- ・中学校 1学級の学校の学級総数 × 4.000
- 2学級の学校の学級総数 × 3.000
- 3学級の学校の学級総数 × 2.667
- ...

③教諭等(第7条2～9号(※②に加え、学校規模等に応じて算定))

・副校長・教頭の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

・生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人

中学校 18～29学級の学校数に1人
30学級以上の学校数に3/2人

■少人数指導等の担当教員

小学校

児童数 200人から299人までの学校数 × 0.25
600人から799人までの学校数 × 0.75
1200人以上の学校数 × 1.25

中学校

生徒数 300人から599人までの学校数 × 0.5
800人から1,199人までの学校数 × 1.00

■障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

・分校の管理責任者 分校に1人

・寄宿舍舎監

寄宿児童生徒数 40人以下 の学校に1人
" 41～80人の学校に2人
" 81～120人の学校に3人
" 121人以上 の学校に4人

④養護教諭(第8条)

・3学級以上の学校に1人

・複数配置

小学校 児童生徒数851人以上の学校に+1人

中学校 児童生徒数801人以上の学校に+1人

■平成29年義務標準法改正により新設

⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

- ・給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人
" 550人以上の学校に 1人
- ・共同調理場 児童生徒数 1500人以下の場合 1人
" 1500~6000人の場合 2人
" 6001人以上の場合 3人

⑥事務職員(第9条)

- ・3学級の学校に3/4人
- ・4学級の学校に1人
- ・複数配置
小学校 27学級以上の学校に+1人
中学校 21学級以上の学校に+1人
- ・就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校児童生徒数の25%を占める場合+1人

(2)加配定数【法第7条2項、15条】

①教諭等

・指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

・児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

・特別支援教育(第15条3号)

通級による指導への対応や、特別支援学校のセンター的機能強化等のための加配措置。

・主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

・研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究等のための加配措置。

②養護教諭(第15条2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

③栄養教諭(第15条2号)

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

④事務職員(第15条5号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

特別支援学校

①校長定数 学校数 × 1

②副校長・教頭及び教諭等定数

・学級数に応じた定数 ※小・中学校に準拠して小学部・中学部毎に算定
 (例) 24学級の小学部 $24cl \times 1.165 = 28$ 人 (副校長・教頭1人を含む)

・特別支援学校の特色に応じた定数

教育相談担当教員 児童生徒数

101～150人	1人
151～200人	2人
201以上	3人

自立活動担当教員

視覚障害・聴覚障害特別支援学校	4 + 7学級以上4学級増すごとに1加算
知的障害・病弱特別支援学校	5 + 7学級以上4学級増すごとに1加算
肢体不自由特別支援学校	7 + 7学級以上3学級増すごとに1加算

■日本語指導担当教員 児童生徒数 18人につき1人 ※

■初任者研修担当教員 対象教員 6人につき1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

・分校の管理責任者 分校に1人

・寄宿舍舎監

寄宿児童生徒数に応じ 2～4

③養護教諭定数

学校数 × 1 複数配置 児童生徒数 61人以上

④寄宿舍指導員定数

肢体不自由以外 寄宿児童生徒数 × 1 / 5

肢体不自由 " × 1 / 3

最低保障 1校当たり12

⑤栄養教諭及び学校栄養職員定数

学校給食実施校 × 1

⑥事務職員

小学部の数 × 1 中学部の数 × 1

■平成29年義務標準法改正により新設

義務教育学校の教職員定数の算定

- 義務教育学校の「前期課程」は小学校、「後期課程」は中学校にそれぞれ準じた教育を行う。
→ 教職員定数も「前期課程」は小学校、「後期課程」は中学校と同等の算定とする。
- 義務教育学校は、副校長・教頭に総括担当として1人分を加算する。
- ※ 義務教育学校に対する加配措置・・・小・中学校と同様に措置

【小学校1校と中学校1校を義務教育学校1校に移行する場合の例】

小・中学校の算定 (例)		義務教育学校の算定 (例)																									
○小学校 (12学級校)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長 1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>13.5人</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定数	校長 1人		副校長・教頭	1人	教諭	13.5人	養護教諭	1人	事務職員	1人	○義務教育学校 (18学級校)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長 1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>13.5人</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定数	校長 1人		副校長・教頭	1人	教諭	13.5人	養護教諭	1人	事務職員	1人
職種	定数																										
校長 1人																											
副校長・教頭	1人																										
教諭	13.5人																										
養護教諭	1人																										
事務職員	1人																										
職種	定数																										
校長 1人																											
副校長・教頭	1人																										
教諭	13.5人																										
養護教諭	1人																										
事務職員	1人																										
○中学校 (6学級校)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長 1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>9.5人</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定数	校長 1人		副校長・教頭	1人	教諭	9.5人	養護教諭	1人	事務職員	1人	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 校長 1人 副校長 1人 (総括担当) </div> <div style="text-align: right;"> ※前期課程 (12学級) (小学校と同様の算定) ※後期課程 (6学級) (中学校と同様の算定) </div> </div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副校長・教頭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>9.5人</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職種	定数	副校長・教頭	1人	教諭	9.5人	養護教諭	1人	事務職員	1人			
職種	定数																										
校長 1人																											
副校長・教頭	1人																										
教諭	9.5人																										
養護教諭	1人																										
事務職員	1人																										
職種	定数																										
副校長・教頭	1人																										
教諭	9.5人																										
養護教諭	1人																										
事務職員	1人																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">総計：31人</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">総計：31人</div>																									

※ 義務教育学校の設置の有無に関わらず、複数の小学校を統合する場合には、学校数や学級数の減少に基づく教職員定数の減が生じる。そのため、複数の小学校と中学校を義務教育学校に移行する場合(例: 小学校2校+中学校1校→義務教育学校1校)においても、複数の小学校を統合することによる教職員定数の減が生じることとなる。

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で措置しているもの。国は都道府県等から提出された申請を受けて、加配の種類ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県等の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

加配事項	内 容	R2年度 加配定数計	R2年度 改善内容
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、 ティーム・ティーチングなどの きめ細かな指導や小学校に おける教科専門的な指導による 指導方法改善	33,770人	小学校専科指導の充実<小学校外国語教育の授業時数増への対応> (+1,000人) 義務教育9年間を見通した指導体制への支援 (+2,201人) 教員配置の見直し (▲2,000人)
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への 対応、地域や学校の状況に 応じた教育指導上特別な配慮 が必要な児童生徒対応	7,839人	中学校生徒指導体制の強化 (いじめ・不登校等への対応強化) (+100人) 貧困等に起因する学力課題の解消 (+50人)
特別支援教育 (法15条3号)	通級指導への対応や特別支援 学校のセンター的機能強化等	4,637人	
主幹教諭の 授業時数等の軽減 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジ メント機能の強化への対応	1,778人	主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 (+20人)
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、 初任者研修、教育指導の改善 研究対応	3,349人	
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身 の健康への対応	410人	「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備 (+10人)
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への 対応	407人	「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備 (+10人)
事務職員 (法15条5号)	学校事務の共同実施を通じた 事務機能の強化	1,225人	共同学校事務体制強化 (+20人)
合 計		53,415人	

学校規模別教職員配置の標準（例）

【小学校】

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教			諭		教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			学級担任	担 任 外	生徒指導	指導方法工夫改善	小 計				
3学級	1	—	3	0.75	—	—	3.75	4.75	1	0.75	6.50
6学級	1	0.75	6	1.00	—	0.25	7.25	9.00	1	1	11.00
12学級	1	1	12	1.50	—	0.50	14.0	16.00	1	1	18.00
18学級	1	1	18	2.60	—	0.75	21.35	23.35	1	1	25.35
24学級	1	1	24	3.00	—	1	28.0	30.00	2	1	33.00
30学級	1	2	30	3.50	0.5	1	35.0	38.00	2	2	42.00
36学級	1	2	36	3.90	0.5	1.25	41.65	44.65	2	2	48.65
42学級	1	2	42	4.50	0.5	1.25	48.25	51.25	2	2	55.25

※ 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭については、児童数に応じて算定されるが、1学級40人在籍と仮定して算出。
 ※ 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

学校規模別教職員配置の標準（例）

【中学校】

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教 諭				教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			教科担任	生徒指導	指導方法工夫改善	小 計				
3学級	1	0.5	7.5	—	—	7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5	—	0.25	9.75	11.75	1	1	13.75
9学級	1	1	14.5	—	0.50	15.0	17.0	1	1	19.0
12学級	1	1	17.9	—	0.50	18.4	20.4	1	1	22.4
15学級	1	1	22.5	—	0.75	23.25	25.25	1	1	27.25
18学級	1	1	27.0	1.0	0.75	28.75	30.75	1	1	32.75
21学級	1	1	31.6	1.0	1	33.6	35.6	2	2	39.6
24学級	1	2	35.5	1.0	1	37.5	40.5	2	2	44.5
27学級	1	2	40.0	1.0	1	42.0	45.0	2	2	49.0
30学級	1	2	44.5	1.5	1.25	47.25	50.25	2	2	54.25
33学級	1	2	49.0	1.5	1.25	51.75	54.75	2	2	58.75
36学級	1	2	52.5	1.5	1.25	55.25	58.25	2	2	62.25

※ 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭については、生徒数に応じて算定されるが、1学級40人在籍と仮定して算出。
 ※ 他に、教諭の少人数指導等の定数、養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

小学校の標準授業時数について

〔 学習指導要領（平成29年告示） 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
外国語	-	-	-	-	70	70	140
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	-	-	35	35	-	-	70
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

〔 学習指導要領（平成20年告示） 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	-	-	-	-	35	35	70
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
合計	850	910	945	980	980	980	5645

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

中学校の標準授業時数について

〔 学習指導要領（平成29年告示） 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

〔 学習指導要領（平成20年告示） 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

標準授業時数【週当たり換算】

(小学校)

区分	学年1学級						
	授業時数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
国語	9.0	9.0	7.0	7.0	5.0	5.0	42.0
社会	-	-	2.0	2.6	2.9	3.0	10.5
算数	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	29.0
理科	-	-	2.6	3.0	3.0	3.0	11.6
生活	3.0	3.0	-	-	-	-	6.0
音楽	2.0	2.0	1.7	1.7	1.4	1.4	10.2
図画工作	2.0	2.0	1.7	1.7	1.4	1.4	10.2
家庭	-	-	-	-	1.7	1.6	3.3
体育	3.0	3.0	3.0	3.0	2.6	2.6	17.2
外国語	-	-	-	-	2.0	2.0	4.0
特別の教科である道徳	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	6.0
外国語活動	-	-	1.0	1.0	-	-	2.0
総合的な学習の時間	-	-	2.0	2.0	2.0	2.0	8.0
特別活動	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	6.0
計(a)	25.0	26.0	28.0	29.0	29.0	29.0	166.0

(中学校)

区分	学年1学級			
	授業時数			
	1年	2年	3年	計
国語	4.0	4.0	3.0	11.0
社会	3.0	3.0	4.0	10.0
数学	4.0	3.0	4.0	11.0
理科	3.0	4.0	4.0	11.0
音楽	1.3	1.0	1.0	3.3
美術	1.3	1.0	1.0	3.3
保健体育	3.0	3.0	3.0	9.0
技術・家庭	2.0	2.0	1.0	5.0
外国語	4.0	4.0	4.0	12.0
特別の教科である道徳	1.0	1.0	1.0	3.0
総合的な学習の時間	1.4	2.0	2.0	5.4
特別活動	1.0	1.0	1.0	3.0
計	29.0	29.0	29.0	87.0

(注) 小学校第1学年は34週、小学校第2学年～第6学年及び中学校は35週で年間標準授業時数を便宜的に除した数である。

小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

※母数は全小学校等の数

*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)

- ・教員の得意分野を生かして実施するもの。

(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。

- ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

- ・非常勤講師が実施するもの。

(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。

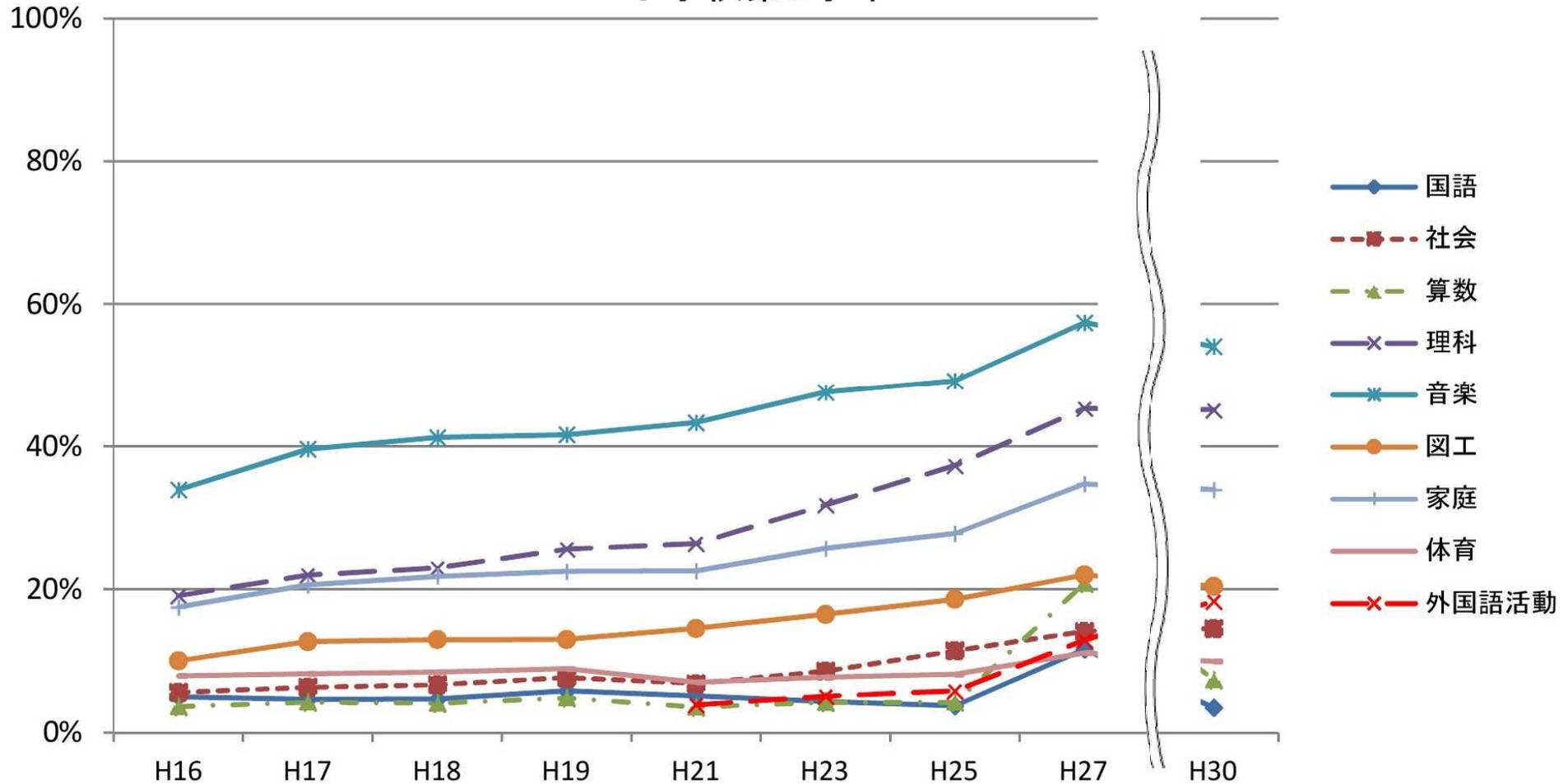
*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

教科等の担任制の実施状況【小5・経年比較】

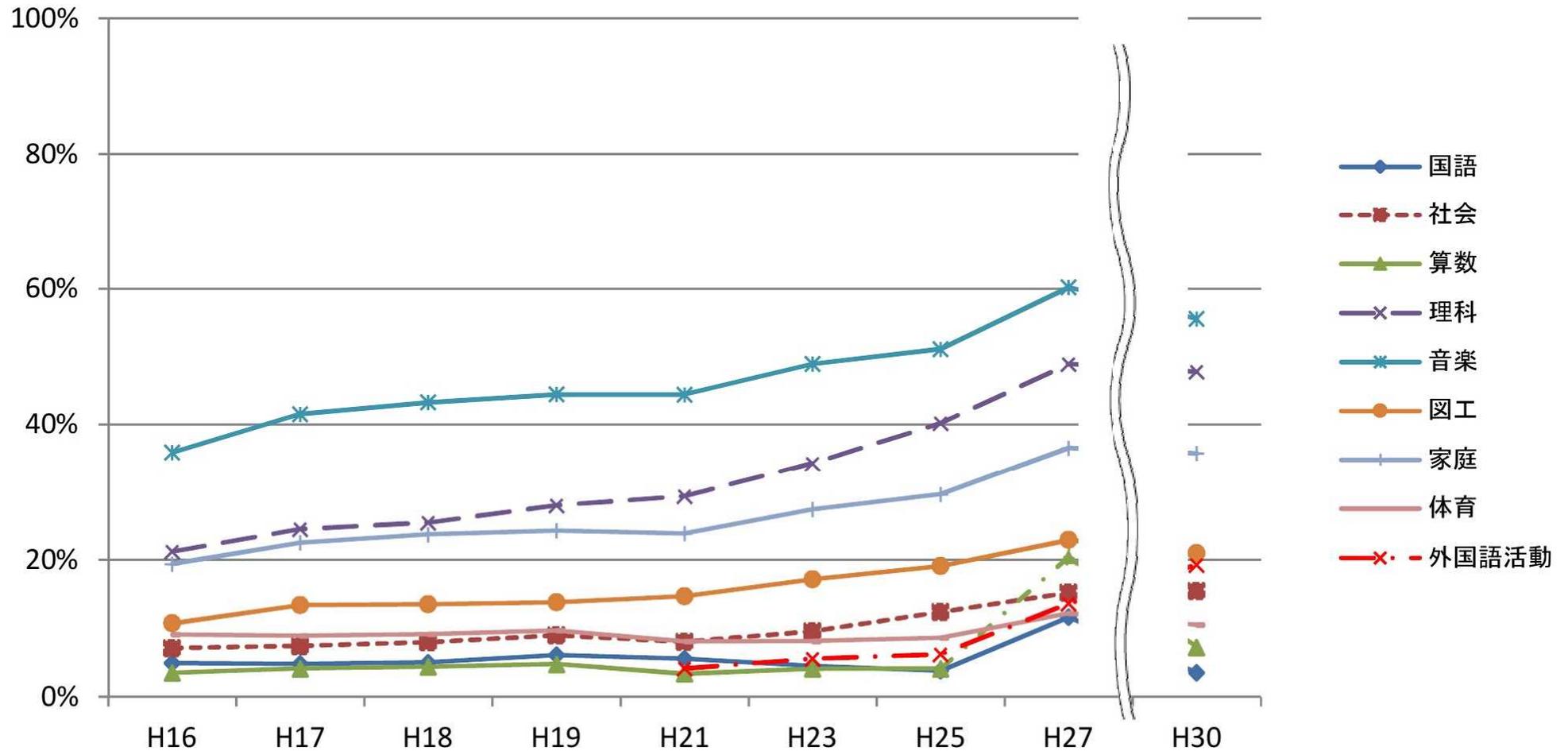
小学校第5学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

教科等の担任制の実施状況【小6・経年比較】

小学校第6学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

小学校高学年の教科担任制の導入につながる 先導的な取組事例

神奈川県横浜市の事例【専科指導加配の活用】

神奈川県横浜市では、大規模校（例えば、1学年3学級の学校）において、学級担任の持ち合いやコマ講師の活用等により、教科担任制を導入している。

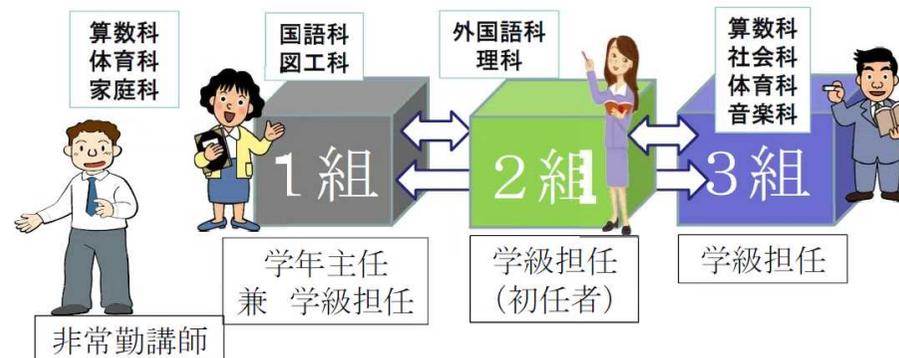
これにより、教材準備等が効率化され、授業負担に係る負担が軽減することや、保護者対応・児童への生活指導で問題が発生したときに複数の教員で対応することが可能となること、などの効果が出ている。

教科担任制を導入した学校では、学級担任の空コマが平均すると1日1～2コマ程度生じている。

3 チーム学年経営の仕組み



特別活動、総合的な学習の時間、道徳の授業は学級担任、それ以外の教科はすべて分担



教科分担制を伴ったチーム学年経営の導入

4 学校アンケートの結果から



教職員の負担軽減に関係すると思われる項目



授業準備、子どもや保護者への対応、年休の取得、悩みの共有等、小学校において学級担任が一人で抱えがちな状況や内容に関して、確実に負担が軽減されたと感じている管理職や教職員が増えているのが分かる。

5 導入した学校の実例



業務の効率性と実効性を追求(1組担任の時間割例)

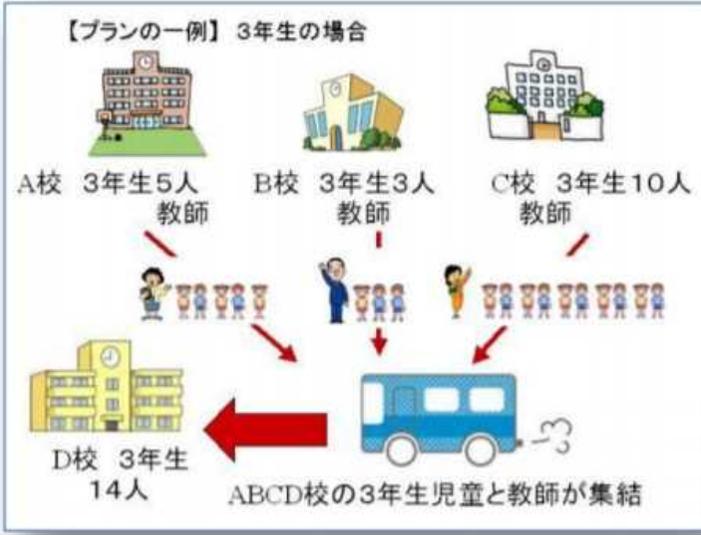
朝	1組担任の時間割				
	月	火	水	木	金
1校時	3組	道徳	国語	4組	2組
2校時	国語	2組	4組		
中休み					
3校時		特活	総合	1組	
4校時			総合	国語	3組
5校時			1組	2組	1組
6校時	国語	国語		3組	4組

青色部分が、「空き時間」
月曜日に3時間
火曜日に2時間
木曜日に1時間
金曜日に2時間
合計8時間

※国語、特活、総合、道徳は、学級担任の授業。学級名の箇所は、分担教科である社会科の授業。

兵庫県香美町の事例（複数の小学校の連携による合同授業）

- 香美町にある1学年1学級以下の小学校9校が連携し、地域別に2グループに分かれて合同授業を実施。
- 小規模校における「多人数教育や集団活動が制限され不安」との保護者の声に応えるため、多人数授業やグループ別授業（習熟度別の指導等）を実施。 ※各学年年10回・30時間程度の実施
- 各学校への登校後にスクールバス等を利用して学校間を移動（移動時間10～30分）。 ※移動の調整等は教育委員会

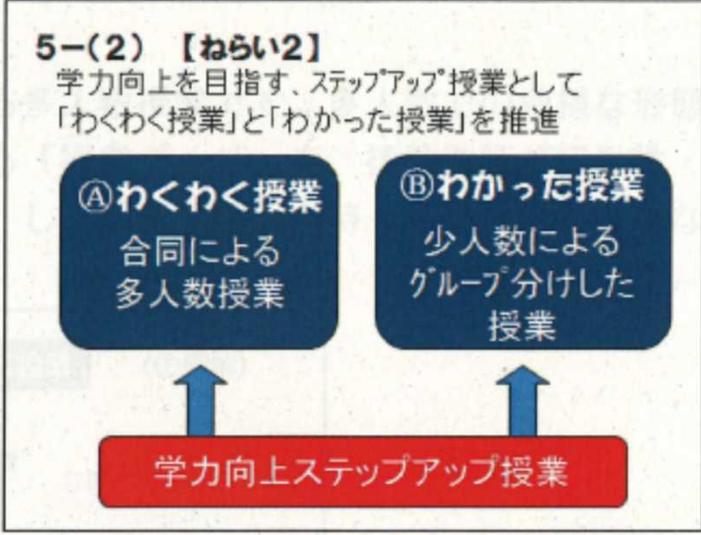


チャレンジプランの時間割例

校時	開始～終了	1年生		4年生	
		教科	児童・教員数	教科	児童・教員数
1時間目	8時45分～ 9時25分	図画工作	児童22名 教員3名	—	—
2時間目	9時30分～ 10時15分	図画工作	児童22名 教員3名	学級活動	児童21名 教員2名
3時間目	10時20分～ 11時05分	算数 (わかった授業)	児童22名 教員5名	音楽 (わくわく授業)	児童21名 教員1名
4時間目	11時30分～ 11時55分	—	—	国語	児童21名 教員2名

4年生の学年が「わくわく授業」（多人数授業）を実施している時間帯に、他方の学年が「わかった授業」（グループ別授業）を実施することで、授業を担当しない4年生の学級担任が1年生の授業を担当することが可能。

※基本的には2つの学年がペアになって実施



取組の効果と課題

<効果>

- 複数の学級の児童を集めた多人数授業を一人の教員が実施することにより、効果的な教員配置を実現（授業を担当しない学級担任が他学年を指導することで、きめ細かな指導を図る）。
- 若手教員がベテラン教員の指導を見ることにより、若手教員の指導力の向上につながる。
- 集団活動等の充実や他校との人間関係の構築等により、「中1ギャップ」の解消に資する。

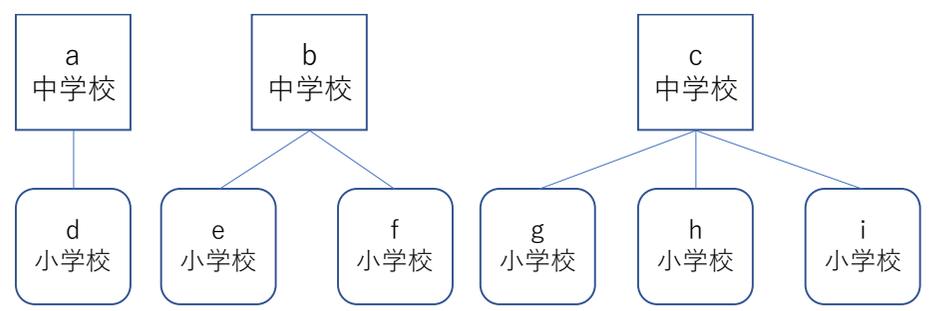
<課題>

- 学校間の移動や他校との打合せ等が必要となることから、教員に業務負担が生じる（授業を担当しない学級担任も他学年を指導することから、業務量は必ずしも軽減されていない）。
- 他校の教員との打合せの時間を確保することが難しく、授業準備の時間が十分に取れない。
- 特別支援学級や複式学級では、情報共有や学級担任以外の協力等の個別の配慮が必要。

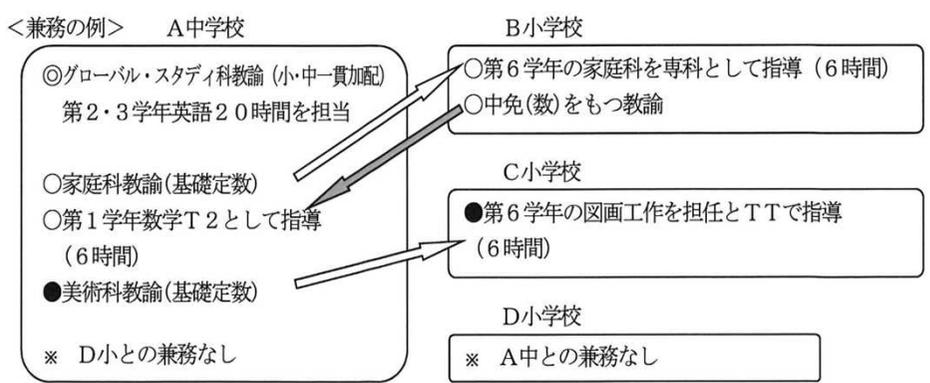
埼玉県さいたま市の事例（グループ化による小中学校の連携）

- 「さいたま市小・中一貫教育」の一環で、中学校1校と小学校1～3校が1のグループを形成（市内全56校の中学校で実施）。
- 小学校の授業を担当する中学校教員に対し、小学校教員の兼務発令を行い、週1時間以上、中学校教員が小学校6年生の授業を担当（小・中一貫加配の配置がある場合は週12時間以上、）。
- 小学校の学級担任等が行う授業に、中学校教員がチーム・ティーチングとして参加するケースが多数。
- 学校間の移動は、徒歩、自転車、自動車など様々であり、中学校教員には学校間の移動時間も考慮した時間割を設定。

小中学校のグループ(イメージ)



兼務教員の授業担当の例



*具体的な兼務内容は、関係小・中学校の校長が協議して決定する。
協議は、中学校長が中心となって進める。

中学校教員の時間割例

小学校	中学校
8:40 1時間目	8:55 1時間目 ↑
8:45 ~ 8:55	~
9:00 9:25	9:45 小学校用時間
9:30 2時間目	2時間目
9:35 ~ 10:00	9:55 ~
10:05 10:15	10:45
10:20 25分休み	打合せ
10:25 10:35	3時間目
10:40 11:25	10:55 ~
11:00 11:05	11:45 ↓
11:10 11:15	4時間目
11:20 11:25	11:55 ~
11:30 12:15	12:45
11:35 ~ 12:00	
12:05 12:10	
12:15 12:20	
12:25 12:30	
12:35 12:40	
12:45 12:50	

※網掛け部分が、中学校兼務教員が授業を担当

取組の効果と課題

<効果>

- 小・中学校の教職員の合同研修会等による相互理解により、小学校から中学校までの教育課程を見通した系統的・専門的な指導につながっている。
- 中学校教員は、中学校への入学前から小学校の児童生徒の様子を把握できる。児童も、中学校の教員等との人間関係を構築することができる(「中一ギャップ」の解消にも資する)。

<課題>

- 時間割や指導の方向性等の調整が必要となるが、打合せの時間を確保することは容易ではない。
- 中学校において持ち授業時数の多い教科の担当教員を小学校側に派遣することができないことから、小学校側のニーズに柔軟に対応することができない。
- 小学校教員との打合せや学校間の移動に時間を要するため、中学校教員の業務負担が高まる。また、中学校教員はチーム・ティーチングとして参加するため、小学校教員の業務量は軽減されない。

茨城県水戸市の事例（義務教育学校における小中学校連携）

- 小中一貫教育を推進する観点から、義務教育学校を設立し、9学年を4年、4年、1年の3つの段階に分けた指導体制を構築。
- 1～4年生の国語、算数、生活は学級担任が行うが、その他の教科は教科担任が行う「完全教科担任制」を採用。
- 3年生から9年生までを同じ教員が担当する教科もあり、教科の専門性や系統性を意識した授業実施。

令和元年度の教科担当表

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
学級担任	A	B	C	D	E	F	G	H	I
国語 (書写)	担任A (Q)	担任B (Q)	担任C (D)	担任D (D)	D (D)	D (D)	K (K)	K (K)	K (K)
社会			L	教頭	L	L	M	M	M
算数 数学	担任A N	担任B N	担任C N	担任D N	E O	B O	E O	B(1/3学期) A(2学期) O	A E O
理科			H	H	教頭	Q	H	H	Q
生活	担任A	担任B							
音楽	F	F	F	F	F	F	F	F	F
図工 美術	R	R	S	S	S	S	S	S	S
体育	I	U	I	I	G	G	G	G	G
技術 家庭					C	C	R	R	R
英会話 英語	U W	U W	U W	U W	U W	U W	X W	X W	X W
水戸まごころタイム	グレード主任、副主任、副担任、担任				担任E X U	担任F X U	担任G R	担任H R	担任I M
道徳	担任A	担任B	担任C	担任D	担任E	担任F	担任G	担任H	担任I
学級活動	担任A	担任B	担任C	担任D	担任E	担任F	担任G	担任H	担任I
裁量	担任A	担任B	担任C	担任D	担任E	担任F	担任G	担任H	担任I

※アルファベットは、各教員を表す。

令和元年度の教員の持ち授業時間数

教職員	ベーシックグレード						ミドルグレード						
	1年生 担任	2年生 担任	3年生 担任	4年生 担任	専科	専科	5年生 担任	6年生 担任	7年生 担任	8年生 担任	専科	専科	専科
担当教科	数	数	家	国	国	社	数	音	体	理	技	英	英
総時数	24	28	22	28	19	24	22	20	19	19	15	20	23
月曜 空き時間	1	1	1	1	1	0	2	2	3	1	3	1	0
火曜 空き時間	0	0	1	1	3	3	2	4	1	3	3	2	4
水曜 空き時間	2	0	3	1	4	2	1	2	2	2	1	3	1
木曜 空き時間	2	0	1	0	2	2	2	0	4	3	5	2	1
金曜 空き時間	0	1	2	0	2	0	2	3	2	3	4	3	2

教職員	コンピレーショングレード								
	9年生 担任	専科	小学校 教頭	中学校 教頭	専科	専科	専科	専科	専科
担当教科	体	社	理	社	美	理	学サ	学サ	英
総時数	24	18	5	5	14	12	20	19	27
月曜 空き時間	1	2	4	4	3	3	2	2	1
火曜 空き時間	0	3	5	5	2	3	2	2	0
水曜 空き時間	1	3	5	5	3	3	2	3	0
木曜 空き時間	2	1	6	5	4	5	2	2	0
金曜 空き時間	2	3	5	6	4	4	2	2	0

持ち授業時間数
 1～4学年：25.5コマ
 5～6学年：21.0コマ
 7～9学年：20.7コマ
 ※学級担任のみ
 <参考>
 小学校：24.5コマ
 中学校：18.2コマ
 ※平成28年度教員統計調査より(授業担任ありのみ)

取組の効果と課題

- <効果>
- 小学校低・中学年から中学校までを同一の教員が担当することにより、実験や実技等の留意点を効率よく指導することができるのと同時に、復習や発展的な学習を含めて系統性を意識した授業ができる。
 - 教科担任制の導入により、小学校高学年段階における学級担任の持ち授業時数の平準化が図られており、業務負担の軽減に寄与している。

<課題>

- 中学校段階に加えて、小学校段階の教科指導を行う場合には、各学年に応じた新たな教材研究が必要となることや、発達段階に応じて指導方法(スピード等)を柔軟に変える必要が生じる。
- 当該学校の教員が一般の小学校又は中学校に転任した場合に、経験不足(小学校であれば担当教科以外の教科指導、中学校であれば進路指導の経験等)を心配する声がある。

長野県喬木村の事例【ICTを活用した遠隔合同授業の取組】

※人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業（文部科学省）
（平成27年～平成29年度）

取組の特徴

- 国語では叙述をもとに自分の意見をグループで説明しあったり、算数では面積の求め方をグループで追求し、相手校のグループの意見と比較したり、総合的な学習の時間では、喬木村の魅力をグループに分かれて研究・発表し合うなど、グループ活動を多く実施し、多様な意見に触れ、児童生徒の考えを深める機会を創出
- 遠隔合同授業はパソコン教室を改装し、テレビ会議システムや電子黒板等を常設したアクティブラーニング教室において実施しており、「そこに行けば機材の準備なしに遠隔合同授業ができる」環境を整えている。また、可動式の机やミーティング用の可動式ホワイトボード掲示板など、多様な学びのスタイルに合わせて教室をデザインできるようになっている。



机を移動して自由な学習スタイル@AL教室



遠隔合同授業の様子@第二小学校



遠隔グループ学習の様子



遠隔合同授業の様子@第一小学校

連携体制、実施学年・教科



学年	教科
2 学年	生活
3 学年	算数
4 学年	国語
5 学年	総合的な学習の時間
6 学年	外国語活動